

日本労働年鑑 1951年版(第23集)

The Labour Year Book of Japan 1951

第三部 労働政策

第二編 政府の労働政策

第一章 概説

一九四七年の二月一日ストライキおよびその中止は戦後労働運動の一転機をなしたが、四八年、四九年の労働政策は労働運動に対する制限の強化をその主要な内容とする。いわゆる労働保護立法および失業対策の面でなされたことの少きにくらべ、労働運動を「健全化」するための政策の面では極めて多くのことがなされた。

まず、国公務員法の改正、労働組合法・労働関係調整法の改正および公共企業体労働関係法の制定は、憲法で保障され労働者の団結権、団体交渉権および罷業権に対する重大な禁止または制限を加えるとともに、労働組合に対する政府の関与を強化したものであったし、行政整理においては右の制限された権利すら除外されたのである。

次いでこれらの法律の改正、制定および施行、また行政整理過程における反対運動は、実力をもって阻止されたのみでなく、その際多くの共産党員が労働組合から排除された。共産党勢力を労働組合から追い払い、「健全な」労働組合を育成することが労働政策の実際の目標であったのである。

第四には、労働争議に対する検察権の発動がある。一九四八年三月生産管理中の愛光堂労働組合幹部の検挙、四月同じく生産管理中の日本タイプ三田工場の組合員二六一名の検挙、政令二〇一号公布施行後国鉄労働組合員の大量検挙、八月日映演東宝支部に対する警官二、〇〇〇名動員下の仮処分執行等、これらは次第に一つの慣習となった。

第四に、労働争議に対する直接の関与の外に、間接的な関与がある。一九四八年一月における日銀総裁の「労資抗争中の企業には融資しない」という言明、一九四八年四月五月においてとられた生産管理中の工場に対する資材割当等の停止措置等は、経済的な力を労働争議に及ぼそうとした重要な措置であった。

第五に、労働者を中心とする大衆運動に対する制限措置がある。反税運動の取締「軽犯罪法」(二三年五月一日法律三九号)の制定、各地におけるいわゆる公安条例の制定(一九四八年七月福井市条令以後)「引揚者の秩序保持に関する政令」(二四年八月一日政令三〇〇号)「屋外広告物法」(二四年六月三日法律一八九号)等は直接又は間接に大衆運動取締の役割を果すものであった。そして、この場合もしばしば反対運動に対して検察権の発動がみられた(例えば一九四八年五月東京都公安条例反対運動の抑圧)。

第六は、直接共産党を目標にした措置がある。一九四八年七月における「政治資金規正法」(二三年七月二九日法律一九四号)の制定、一九四九年三月における衆議院考査特別委員会の設置、一九四九年四月の「団体等規正令」(二四年四月四日政令六四号)の制定、共産党機関紙に対する用紙割当の削減等。また、一九四八年五月「共産党員の公職禁止を考査中」という国会におけ

る芦田首相の言明、および、その立法化を考慮中という外人記者との会見における言明(八月)等がある。

以上が労働運動対策の主要なものであるが、労働保護法の面では緊急失業対策法の公布、職業安定法の改正、失業保険法の改正等みるべきものは少く、労働基準法についてはその施行規則等の改正により監督面の後退を示したのみでなく、行政整理によって労働基準監督官の減員さえ行った。鉱山保安法(二四年五月一六日法律七〇号、八月一二日施行)の制定があるが、これも(1)鉱業法第四章「鉱業警察」に規定する建設物および工作物の保安ならびに危害防止その他公益の保護、(2)鉱業法から労働基準法に移されていた「生命の保護」を統合したもので、特に新しい意義をもったものではない。むしろ、商工省と労働省の所管についての永い間の対立が一応解決した点に意義があるが、商工大臣の所管としたため、労働保護行政の統一が乱れるおそれがあるのである。

以上が四八年、四九年における労働政策の概況である。

日本労働年鑑 第23集／1951年版

発行 1951年1月1日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2000年2月15日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1951年版(第23集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
